エルタックス eLTAX 地方税ポータルシステム

エルタックスご利用のおしらせ

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。eLTAX をご利用いただくと、地方税の申告、申請などの手続きを、それぞれの地方公共団体で行っていただくことなく、電子的な一つの窓口で手続きできるようになります。

1　給与支払報告書等の電子データによる提出義務について

国税における源泉徴収票の e-Tax 又は光ディスク等による提出が義務付けられた者（前々年の法定調書の提出が 30 枚以上の者※）は、給与支払報告書等の提出についても、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務となっています。

※令和９年１月以降提出分より 100 枚以上から 30 枚以上の者に引き下げられています。ご注意ください。

2　eLTAX による提出について

現在、滝川市では eLTAX による下記税目の申告、申請等について受付しております。

また、平成 29 年 1 月から、国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化が始まりました。これにより eLTAX を利用して、市区町村に提出する給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際に、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告（e-TAX）用のデータも同時に作成することができるようになりました。同時に作成したデータは、eLTAX に一括して送信することで給与支払報告書は各市町村に、源泉徴収票は e-TAX で事業所の管轄税務署にそれぞれ提出されます。ぜひご利用ください。

■電子申告対象税目
- 個人住民税
（給与支払報告書、特別徴収関連手続）
- 法人市民税
- 固定資産税（償却資産）　など

※　プレ申告は対応しておりません。

■電子申請・届出
- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続きに関連した申請・届出手続き

■電子納税
- 申告手続きに関連した納付手続きができます。

※固定資産税（償却資産）を除く。

○eLTAX をご利用いただくには、事前の準備と登録等の手続きが必要です。
○詳しくは、eLTAX ホームページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

3　令和元年 10 月１日より地方税共通納税スタート！！

地方税共通納税システムとは・・・

地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。詳しくは eLTAX ホームページ（https://www.lta.go.jp/）をご覧ください。

4　電子データによる特別徴収税額通知の受け取り方法について

（１）令和６年度よりeLTAXや光ディスク等により提供していた特別徴収税額決定通知（特別徴収義務者用）の副本データの送付は廃止となっています。

（２）特別徴収税額決定通知（納税義務者用）の電子データによる受取が可能となります。
※eLTAXで給与支払報告書を提出する際に受取方法を設定する必要があります。

〒073-8686　滝川市大町１丁目２番 15 号　市民生活部税務課市民税係
（TEL　0125-28-8019(直通)・FAX　0125-24-0154）